

## 平成24年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧

合計86件(予算議案34件・条例議案29件・一般議案7件・道路議案2件・人事議案14件)

### 予算議案

議案第1号～議案第15号

(内容)

- ・平成23年度さいたま市一般会計補正予算 1件
- ・平成23年度さいたま市特別会計補正予算 13件
- ・平成23年度さいたま市下水道事業会計補正予算 1件

議案第16号～議案第34号

(内容)

- ・平成24年度さいたま市一般会計予算 1件
- ・平成24年度さいたま市特別会計予算 15件
- ・平成24年度さいたま市水道事業会計予算 1件
- ・平成24年度さいたま市病院事業会計予算 1件
- ・平成24年度さいたま市下水道事業会計予算 1件

### 条例議案

議案第35号 さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室)

南区役所が武蔵浦和駅第1街区内に建設中の公益施設に移転することに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 南区役所の位置の改正
  - ・南区役所の位置について、「別所7丁目6番1号」を「別所7丁目20番1号」に改めるもの。
- 2 さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正
  - ・さいたま市南福祉事務所の位置について、「別所7丁目6番1号」を「別所7丁目20番1号」に改めるもの。

(施行期日) 規則で定める日

議案第36号 さいたま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・総務局人事部人事課)

さいたま市立病院中期経営計画に基づく市立病院の職員及びさいたま市消防力整備計画に基づく消防職員の定数の増加その他の職員の定数の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 定数の対象となる一般職の職員の改正
  - ・一般職の職員の定数の対象から嘱託の職員を削るもの。

2 各機関における職員の定数の改正

区分	定数		
	現行	改正後	増減員数
市長の事務部局の職員（市立病院の職員を除く。）	5,593人	5,306人	287人
市立病院の職員	644人	725人	81人
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	1,651人	1,317人	334人
消防職員	1,251人	1,331人	80人
水道事業管理者の事務部局の職員	439人	396人	43人

（施行期日） 平成24年4月1日

議案第37号 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局人事部人事課）

結核性疾患の医療の進歩及び人事院規則の一部改正を踏まえ、結核性疾患の病気休暇の期間、組合休暇の取得要件等について、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 病気休暇の期間の見直し

- ・ 結核性疾患の病気休暇の期間を1年以内とする規定を、一般の疾病と同様の期間に改めるもの。

2 組合休暇の取得要件の改正

- ・ 職員が登録された職員団体の業務に従事する際の組合休暇について、当該職員団体が一定の要件を満たすものの場合に取得することができるように改めるもの。

3 市人事委員会との協議規定の追加

- ・ この条例の規定に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ市人事委員会と協議しなければならない規定を新たに設けるもの。

（施行期日） 平成24年4月1日

議案第38号 さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 個人市民税の雑損控除に係る対象期間の延長

- ・ 東日本大震災により住宅、家財等に損失が生じた場合における雑損控除の特例の対象となる災害関連支出について、災害がやんだ日から1年超3年以内にやむを得ない事情により支出されるものを追加するもの。

2 個人市民税の退職所得課税の改正

- ・ 平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等の課税について、10パーセントの税額控除を廃止するもの。

3 県たばこ税から市たばこ税への税源移譲

- ・ 県と市の増減収を調整し、県たばこ税の一部を市たばこ税に移譲するため、市たばこ

税の税率を、1,000本につき5,262円とするもの。

(施行期日) 公布の日(2については平成25年1月1日、3については平成25年4月1日)

議案第39号 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局区政推進室)

外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、外国人登録法が廃止され、及び住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部改正
  - ・ 外国人登録に関する証明に係る規定を削除するもの。
- 2 さいたま市印鑑条例の一部改正
  - ・ 外国人登録原票に係る規定を削除するほか、規定の整備を行うもの。
- 3 さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正
  - ・ 外国人登録原票の記載内容を証明する書面の提出に係る規定を削除するもの。

(施行期日) 平成24年7月9日

議案第40号 さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局予防部査察指導課)

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令における地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 手数料の追加
  - ・ 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の基準が整備されたことにより、当該貯蔵所の審査手数料を追加するもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第41号 さいたま市学校災害救済給付金条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会学校教育部健康教育課)

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
  - ・ 条例で引用している児童福祉法「第6条の3」を「第6条の4第1項」に改めるもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第42号 さいたま市図書館条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会中央図書館管理課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における図書館法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま市図書館条例の一部改正

- ・ 図書館協議会の委員の任命の基準について、省令で定める基準を参酌して定めるもの。
- 2 さいたま市公民館条例の一部改正
- ・ 公民館運営審議会の委員の委嘱の基準について、省令で定める基準を参酌して定めるもの。
- 3 さいたま市博物館条例の一部改正
- ・ 博物館協議会の委員の任命の基準について、省令で定める基準を参酌して定めるもの。
- (施行期日) 平成24年4月1日

議案第43号 さいたま市立視聴覚ライブラリー条例の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・教育委員会中央図書館管理課)

さいたま市立北図書館の休館日が変更されたことに伴い、利用団体の利便性の向上を図るため、同館内に所在するさいたま市立視聴覚ライブラリーの休館日を同館の休館日に合わせるもの。

(内容)

- ・ 休館日の見直し
- ・ 休館日について、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その「翌日」を「翌々日」に改めるもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第44号 さいたま市誰もが安心して長生きできるまちづくり条例の制定について  
(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

到来する超高齢社会に市民の支え合い等により対応していくとともに、市民一人一人が安心して長生きすることができる地域社会を実現するため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

1 基本理念

- ・ 安心長生きのまちづくりは、次の地域社会を実現することを基本理念として行われなければならないこととするもの。

ア 市民一人一人が居場所を見つけることができる地域社会

イ 市民一人一人が支え合いの重要性を実感することができる地域社会

ウ 市民一人一人が高齢期を迎えても安心して生活を営むことができる地域社会

2 役割及び責務

- ・ 市民等の役割及び市の責務を定めるもの。

3 計画の策定

- ・ 市長は、安心長生きのまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、計画を策定することとするもの。

4 基本的施策

- ・ 市は、次の施策を実施することとするもの。

ア 市民の健康の保持及び増進のための環境整備

イ 医療及び福祉の制度の充実等による地域社会における安心の確保

ウ 高齢期を迎えた市民の権利擁護

エ 高齢期を迎えた市民が模範とされるための措置

オ 見守り活動の促進等による支え合いの地域社会づくり  
カ 市民の社会参加の機会の確保  
キ 安心長生きのまちづくりに関する子どもの意識の啓発等

5 推進体制の整備

- ・ 市は、施策を総合的に推進するために必要な体制を整備することとするもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第45号 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例及びさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している介護保険法「第8条第25項」を「第8条第27項」に、「第8条第22項」を「第8条第24項」に改めるもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第46号 さいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、外国人登録法が廃止され、及び住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま市高齢者居室等整備資金融資及び利子助成に関する条例の一部改正
  - ・ 外国人登録原票に係る規定を削除するもの。
- 2 さいたま市難病患者見舞金支給条例の一部改正
  - ・ 外国人登録原票に係る規定を削除するもの。
- 3 さいたま市難病患者手術見舞金支給条例の一部改正
  - ・ 外国人登録原票に係る規定を削除するもの。
- 4 さいたま市児童災害見舞金支給条例の一部改正
  - ・ 外国人登録原票に係る規定を削除するもの。
- 5 さいたま市墓地及び納骨堂条例の一部改正
  - ・ 外国人登録原票に係る規定を削除するもの。

(施行期日) 平成24年7月9日

議案第47号 さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正並びに介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 外国人登録法の廃止等に伴う規定の整備

- ・ 外国人登録原票に係る規定を削除するもの。
- 2 介護保険法の一部改正に伴う規定の整備
- ・ 条例中で引用している介護保険法「第8条第22項」を「第8条第24項」に改めるもの。

(施行期日) 1については平成24年7月9日、2については同年4月1日

議案第48号 さいたま市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

高齢者の増加及び平均寿命の延伸に伴い、敬老祝金の額の見直しを行うとともに、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 敬老祝金の額の見直し

区 分	現 行	改正後
満75歳の者	10,000円	5,000円
満80歳の者	20,000円	10,000円
満85歳の者	20,000円	10,000円
満90歳の者	20,000円	10,000円
満95歳の者	20,000円	10,000円
満100歳以上の者	20,000円	10,000円

2 外国人登録法の廃止等に伴う規定の整備

- ・ 外国人登録原票に係る規定を削除するもの。

3 検討規定の追加

- ・ この条例の施行後5年以内に、敬老祝金を受けることができる者の年齢及び敬老祝金の額の見直しについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じるとするもの。

(施行期日) 平成24年4月1日(2については、同年7月9日)

議案第49号 さいたま市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

障害者基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 題名の改正

- ・ 題名を「さいたま市障害者施策推進協議会条例」から「さいたま市障害者政策委員会条例」に改めるもの。

2 協議会の名称の改正

- ・ 障害者基本法の改正により、地方障害者施策推進協議会が都道府県等における合議制の機関となったことに伴い、名称を「さいたま市障害者施策推進協議会」から「さいたま市障害者政策委員会」に改めるもの。

3 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部改正

- ・ 協議会の名称の改正に伴い、条例で引用している「さいたま市障害者施策推進協議会」の名称を「さいたま市障害者政策委員会」に変更するもの。

(施行期日) 障害者基本法の一部を改正する法律附則第1条第1号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第50号 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課)

児童福祉法の一部改正等に伴い、障害児施設の見直しその他所要の改正を行うもの。

(内容)

1 障害児施設の見直し

障害種別等で分かれていた各通園施設を児童発達支援センターに一元化するもの。

児童福祉法における障害児の定義が改正されたことを踏まえ、「心身障害児」を「障害児」に改めるもの。

2 障害児施設に係る規定の整備

- ・ 利用者の資格及び使用料の規定について、児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備を行うもの。

3 心身障害者福祉施設みのり園の利用者の資格等の改正

- ・ 障害者基本法の障害者の定義が見直されたことを踏まえ、利用することができる者を身体障害者及び知的障害者から同法に規定する障害者とするとともに、施設の名称を「障害者福祉施設みのり園」に改めるもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第51号 さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、さいたま市大崎むつみの里条例をはじめとする10条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 障害児施設・事業の一元化に伴う改正

- ・ 障害児支援の強化を目的として、障害種別で分かれていた施設体系が一元化されるとともに、事業の根拠法が児童福祉法に一元化されることに伴い、所要の改正を行うもの。

ア 大崎むつみの里、杉の子園及びはるの園について、障害者自立支援法に基づく児童デイサービスに代わり児童福祉法に基づく障害児通所支援を行うこととするもの。

イ さくら草学園について、知的障害児通園施設から児童発達支援センターに変更するもの。

ウ ア及びイの施設の業務、利用者の資格、利用料金等について、障害児施設・事業の一元化に伴う規定の整備を行うもの。

2 障害者自立支援法改正に伴う規定の整備

- ・ 大崎むつみの里、春光園、槻の木、日進職業センター、かやの木、みずき園及び大砂土障害者デイサービスセンターの利用者の資格、利用料金等の規定について、障害者自立支援法の一部改正に伴う規定の整備を行うもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第52号 さいたま市心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部年金医療課)

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部改正

障害者自立支援法の一部改正に伴う改正

- ・ 特定の施設に入所している者等を対象者とし、又は対象者から除外する旨の特例の規定について、所要の改正を行うもの。

(ア) 旧法指定施設の移行期間の終了に伴い、同施設の入所者に係る特例の規定を削除するもの。

(イ) 委託によりグループホーム等に入居している者に係る特例の規定を新たに設けるもの。

規定の整備

- ・ 児童福祉法の一部改正に伴い、里親等に係る引用条項の整備を行うもの。

2 さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例の一部改正

- ・ 児童福祉法の一部改正に伴い、里親等に係る引用条項の整備を行うもの。

3 さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正

- ・ 児童福祉法の一部改正に伴い、里親等に係る引用条項の整備を行うもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第53号 さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

放課後児童クラブの運営に要する費用に係る保護者負担の見直しにより指導料の額を段階的に引き上げるとともに、保護者のニーズに対応して開室時間を変更することに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 業務等に関する事項に係る規定の整備

- ・ 業務、休業日、指導料等に関する事項について規定を整備するもの。

2 指導料の額の段階的な引上げ

- ・ 平成25年度分の指導料について「4,000円」から「6,000円」に引き上げるもの。

3 指導料の額の段階的な引上げ及び開室時間の変更

- ・ 平成26年度以後の年度分の指導料について「6,000円」から「8,000円」に引き上げるとともに、平成26年4月1日以後における小学校の休業日に係るクラブの開室時間について「午前8時30分」を「午前8時」とするもの。

(施行期日) 1については平成24年4月1日、2については平成25年4月1日、3については平成26年4月1日

議案第54号 さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部環境対策課)

環境影響評価法の一部改正に伴い、同法に基づく環境影響評価の対象となる事業における環境に対する影響が政令で定める市の区域内に限られる場合に市長が事業者に対して直接意見を述べることになるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 法の規定により市長が意見を述べる場合の手続

環境影響評価方法書及び準備書に対して市長が環境の保全の見地から意見を述べる場合に環境影響評価技術審議会への諮問を行うもの。

環境影響評価準備書に対する市長の意見書を作成する場合に環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くための公聴会を開催するもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第55号 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局資源循環推進部資源循環政策課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 技術管理者の資格
  - ・ 市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の有すべき資格について、省令で定める基準を参酌して定めるもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第56号 さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部環境対策課)

民法の一部改正に伴い、また、浄化槽法の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 登録の拒否要件に係る規定の改正
  - ・ 未成年者の法定代理人が法人である場合における浄化槽保守点検業者の登録の拒否要件を追加するもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第57号 さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局市立病院経営部庶務課)

医療機能の充実を図るため、及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公営企業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 診療科目の追加
  - ・ 診療科目に呼吸器外科を新設するもの。
- 2 資本剰余金の処分
  - ・ みなし償却に係る固定資産の滅失等により損失が生じた場合に資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができることとするもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第58号 さいたま市景観条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市計画課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における景観法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している景観法「第8条第2項第2号から第6号まで」を「第8条第2項第2号から第4号まで及び同条第3項」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第59号 さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市計画課)

民法の一部改正に伴い、また、屋外広告物法の一部改正を踏まえ、登録に係る規定について所要の改正を行うもの。

(内容)

1 登録の申請事項に係る規定の改正

- ・ 未成年者の法定代理人が法人である場合における屋外広告業の登録の申請事項を追加するもの。

2 登録の拒否要件に係る規定の改正

- ・ 未成年者の法定代理人が法人である場合における屋外広告業の登録の拒否要件を追加するもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第60号 さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局下水道部下水道財務課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公営企業法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 資本剰余金の処分
- ・ みなし償却に係る固定資産の譲渡、撤去等により損失が生じた場合に資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができることとするもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

議案第61号 さいたま市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局下水道部下水道計画課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における下水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 公共下水道の基準

排水施設及び処理施設の構造について、政令で定める基準を参酌して技術上の基準を

定めるもの。

終末処理場の維持管理について、政令で定める基準を参酌して基準を定めるもの。

## 2 都市下水路の基準

維持管理について、政令で定める基準を参酌して技術上の基準を定めるもの。

公共下水道の排水施設の構造の技術上の基準を準用するもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

## 議案第62号 さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

(所管課所・水道局給水部水道計画課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における水道法の一部改正に伴い、市が水道事業者又は専用水道の設置者である場合の必要な事項を定める条例を制定するもの。

(内容)

### 1 布設工事監督者の資格等

布設工事監督者が監督を行うべき布設工事を定めるもの。

布設工事監督者が有すべき資格について、政令で定める資格を参酌して定めるもの。

### 2 水道技術管理者の資格

- ・ 水道技術管理者が有すべき資格について、政令で定める資格を参酌して定めるもの。

(施行期日) 平成24年4月1日

## 議案第63号 さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・消防局予防部査察指導課)

危険物の規制に関する政令の一部改正により、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の危険物に追加されることに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

### 1 基準の適用に関する特例

- ・ 新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となる場合の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等の適用に関する特例を定めるもの。

### 2 届出に関する特例

- ・ 新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者に対して、当該危険物の貯蔵及び取扱いの届出に関する特例を定めるもの。

(施行期日) 平成24年7月1日等

## 一般議案

## 議案第64号 東武野田線岩槻駅東西自由通路設置工事委託契約について

(所管課所・都市局まちづくり推進部岩槻まちづくり事務所)

(内容)

### 1 契約の目的

東武野田線岩槻駅東西自由通路設置工事

### 2 契約の方法

随意契約

- 3 契約金額  
19億2,500万円
- 4 契約の相手方  
東武鉄道株式会社

議案第65号 街路築造工事（町谷本太線鴻沼工区その3）請負契約について  
（所管課所・建設局土木部道路計画課）

（内容）

- 1 契約の目的  
街路築造工事（町谷本太線鴻沼工区その3）
- 2 契約の方法  
一般競争入札
- 3 契約金額  
14億3,210万5,500円
- 4 契約の相手方  
ケイワールド日清・シン建工業・花前商店特定共同企業体

議案第66号 財産の取得について

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

さいたま市土地開発公社の金利負担の軽減を図るとともに、今後の利活用の促進を図るため、同公社から土地を取得するに当たり、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示  
所在地 市内西区大字宝来字南125番ほか25筆  
取得面積 2万397平方メートル
- 2 取得先  
さいたま市土地開発公社
- 3 取得額  
15億191万6,354円

議案第67号 財産の取得について

（所管課所・環境局施設部環境整備センター）

さいたま市土地開発公社の金利負担の軽減を図るとともに、今後の利活用の促進を図るため、同公社から土地を取得するに当たり、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 物件の表示  
所在地 市内西区大字高木字後谷1702番1ほか55筆  
取得面積 1万8,611平方メートル
- 2 取得先  
さいたま市土地開発公社

3 取得額

11億5,423万3,407円

議案第68号 財産の取得について

(所管課所・教育委員会管理部学校施設課)

さいたま市土地開発公社の金利負担の軽減を図るとともに、今後の利活用の促進を図るため、同公社から土地を取得するに当たり、議決を求めるもの。

(内容)

1 物件の表示

所在地 さいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業地内176街区1画地

取得面積 2万6,299.3平方メートル

2 取得先

さいたま市土地開発公社

3 取得額

29億9,011万5,451円

議案第69号 全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について

(所管課所・財政局財政部財政課)

熊本市が政令指定都市に移行すること及び全国自治宝くじ事務協議会の委員数について「9人」を「10人」に改めることに伴い、同市が同協議会に加入すること及び同協議会の規約の一部を変更することについて、議決を求めるもの。

議案第70号 包括外部監査契約について

(所管課所・総務局総務部総務課)

包括外部監査契約を締結するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

平成24年4月1日

3 契約金額

1,805万円を上限とする額

4 契約の相手方

久保 直生

道路議案

議案第71号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 3 路線  
開発 6 路線 計 9 路線

議案第 7 2 号 市道路線の廃止について  
( 所管課所・建設局土木部土木総務課 )

( 内容 )

一般 2 路線  
開発 1 路線 計 3 路線

#### 人事議案

議案第 7 3 号 ~ 議案第 7 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
( 所管課所・総務局総務部総務課 )

固定資産評価審査委員会委員として選任するため、議会の同意を求めるもの。

議案第 7 6 号 ~ 議案第 7 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
( 所管課所・総務局総務部総務課 )

人権擁護委員候補者として推薦するため、議会の意見を求めるもの。

議案第 7 9 号 埼玉県公安委員会委員の推薦について  
( 所管課所・総務局総務部総務課 )

埼玉県公安委員会委員として推薦するため、議会の同意を求めるもの。

議案第 8 0 号 ~ 議案第 8 6 号 土地利用審査会委員の任命について  
( 所管課所・総務局総務部総務課 )

土地利用審査会委員として任命するため、議会の同意を求めるもの。